

京都市長 門川大作 殿

2017年9月7日

市町村国民健康保険制度に関する要望書

京都府保険医協会
理事長 垣田さち子

謹 啓

平素より、京都市民の医療・福祉の増進にご尽力を賜りますこと、御礼申し上げます。

さて、私ども京都府保険医協会は2018年度よりスタートする市町村国民健康保険制度の都道府県化にあたり、下記のとおり要望をとりまとめました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をお汲み取り頂き、今後の施策に反映いただきますよう、お願い申し上げます。

謹 白

記

1. 国保都道府県化にあたり、国に対し、定額3,400億円の追加公費に止まらず、医療費全体に対する国庫負担割合を抜本的に引き上げるよう求めること。
2. 国保都道府県化に伴う、2018年4月からの保険料・各市町村の納付金とそれに基づく最終的な保険料率が住民に対し、早期に明らかになるよう国ならびに京都府に求めること。
3. 国保都道府県化に伴い、保険料引き上げが予想される場合、国庫負担割合引き上げが実現するまでの間、京都市として一般会計繰入を継続すること。
4. 国保都道府県化に伴い、創設される保険者努力支援制度（既に一部前倒し実施）には、追加公費のうち700億～800億円と特別調整交付金から200億～300億円が投入される。国保の財源が新たに増えることは歓迎すべきであるが、「医療費の地域差解消」を目的に「医療費適正化」を進めた自治体を奨励する国費投入の在り方が、地方自治体による医療保障施策の在り方を歪めかねない。自治体の医療費抑制ではなく、医療保障の拡充にこそ公費は投入されるべきであり、その立場から国に対し、改善を求めること。

5. 京都市は「健康長寿のまち・いきいきポイント事業」を実施している。市民に健康に対する関心を持ってもらう取組みは重要である。しかし、とりわけ 90 年代以降、相次いで国が実施してきた制度改革により、基本健康診査の廃止や保健所・保健師活動の後退等、自治体が住民の健康を守る施策は一貫して後退局面にある。そうした中、住民の自己責任による健康管理にばかり傾注した施策が進められることには疑問を感じざるを得ない。自治体が住民の生命・健康を支える公衆衛生・保健政策を抜本的に拡充すること。
6. 国保都道府県化を前に、資格証明書交付を全廃すること。同時に、人権を脅かすような差し押さえ等の滞納処分は中止すること。とりわけ、子どもたちの人生を左右してしまう学資保険の差し押さえは行わないこと。
7. 国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金減免制度を積極的に運用すること。また、2017 年 3 月 31 日付厚生労働省保険局長通知(保発 0331 第 23 号)を踏まえ、恒常的低所得者も対象である旨を要綱に明記すること。
8. 「社会保険診療支払基金に対する再審査の申出について」(昭和 36.4.30 保険発第 40 号通知)を準用し、受領後 6 か月を超えた診療報酬明細書については、再審査請求を行わないこと。
9. 精神通院医療、結核の適正医療の一部負担について、京都府内の他市町村並みに付加給付を実施すること。
10. 高齢者・障害者・児童・ひとり親家庭等、福祉医療に関する地方単独事業を実施する市町村に対する、国保への療養費等国庫負担金減額調整について、全廃するよう求めること。
11. 子育て支援医療費について、通院 3000 円まで自己負担となっている 3 歳以上の助成についても無料化すること。
12. 京都府に対し、2018 年 4 月からの第 3 期医療費適正化計画に医療費支出目標を書き込まないように求めること。

以 上